

# 伊那市 3密対策環境整備支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式への対応が求められていることを受け、事業者が実施する感染防止対策のための設備投資への補助を行います。

## 支給対象

次の①～④のすべてを満たす方が対象です。

- ① 市内店舗等で営業を行う特定業種※<sup>1</sup>以外の小規模事業者※<sup>2</sup>（法人または個人事業主）
- ② 申請日時点で事業を開始しており、申請日以降、**少なくとも1年以上同一店舗で事業を継続する予定**であること
- ③ **市内店舗等で令和2年4月1日以降から令和3年2月28日までに3密対策のための工事または設備投資を市内事業者に発注して実施している（実施することを予定している）**
- ④ 経営者が暴力団員及び暴力団関係者でないこと

※1 公的団体等のほか、性風俗業及び宗教団体や政治団体を特定業種として除外します。

※2 従業員数が、商業・サービス業は5人以下、製造業その他は20人以下の事業者のことを言います。

（注意）市内に住所を有するの個人事業主であっても、市内の物件を賃貸借していない場合は対象外です。

## 支給額

- ◆ 3密対策のための**工事とそれと共に実施した設備投資に要した費用の3分の2**（千円未満切り捨て）  
※上限20万円。複数事業所がある場合は、**5事業所まで申請可能（最大20万円×対象事業所数まで）**。

## 対象経費

- ◆ **3密対策のための工事・委託費**（市内事業者に依頼したものに限り）  
・間仕切り、飛沫防止シート、換気扇、自動水栓、テイクアウト用窓口等の設置・改修工事、  
**※エアコン取付工事を除く**
- ◆ **上記工事と共に実施する設備投資**（単体3万円以上のものに限り）  
・パーテーション、空気清浄機、サーキュレータ、消毒液生成機、クリーンブース、殺菌収納庫等  
**【対象外となるもの】**  
・消毒アルコールやマスク等の消耗品、3万円未満の備品等  
・在宅勤務や拠点間の会議に使用するテレワークシステムのソフトウェアや備品  
・令和2年3月以前または令和3年3月以降に納品されたもの

## 手続き方法

申請書は伊那市公式HPからダウンロードしていただくか、伊那市役所商工振興課窓口にて受け取ることが出来ます。

### 必要書類の準備

- 伊那市3密対策環境整備支援金交付申請書及び見積書等
- 法人登記事項証明書（法人の場合）又は本人確認書類の写し（個人事業主の場合）
- 許可証等の写し（許可等を要する業種を営む者の場合）

### 市役所に提出

- 伊那市役所本庁舎2階商工振興課に申請書類一式を提出します。
- 内容を確認後、市役所から交付決定通知書が届きます。**【申請期間】令和2年8月7日（金）から令和3年3月1日（月）まで**

### 実績報告

- 申請した工事や設備投資が完了した後に、「伊那市3密対策環境整備支援金実績報告書」、**工事等の領収書の写し及び設置前後の写真を揃えて市役所に提出**します。

### 金額確定

- 実施内容を精査して支援金額を確定した後、請求書をご提出いただき、指定口座に2～3週間程度で振り込みを行います。

（注意）**正当な理由なく市税や料金等に未納がある場合には支給対象外となる場合がございます。**  
**コロナウイルス感染症が原因で納付が困難な場合には、本支援金の申請前に市税や料金等の担当課にご相談いただき、猶予制度の申請等の活用をご検討ください。**

## 【お問い合わせ先】

- 伊那市商工振興課 TEL：0265-78-4111、メール：skk@inacity.jp